

平成 27 年度 第 3 回国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 平成 27 年 12 月 14 日（月） 19 時 00 分～ 20 時 30 分
2. 場 所 浜松市役所 本館 8 階 802 会議室
3. 議 題 (1) 平成 28 年度国民健康保険料について  
(2) 収納対策、医療費適正化等の取組について
  - 1 保険料収納率向上対策
  - 2 医療費適正化対策
  - 3 広報活動
- (3) 答申内容について
- (4) その他
4. 出席委員 影山 洋子 松田 留美子 仲村 泰則 野口 泰之  
柴木 利明 品川 彰彦 伊豆田 悦義 仲村 秀子  
宮本 慶子 鈴木 秀則

《開会》

《会議及び会議録の公開》

伊豆田会長：はじめに、会議及び会議録の公開につきまして、お諮りいたします。  
原則どおり公開を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

伊豆田会長：それでは、本日の会議及び会議録については公開することにいたします。  
議事が円滑に進みますよう、ご協力をお願いいたします。  
本日は、委員の半数以上が出席しておりますので、浜松市国民健康保険運営協議会規則第 5 条により、会議は成立いたします。  
今回の議事録署名人は、公益の代表である宮本慶子委員と被用者保険等保険者代表である鈴木秀則委員にお願いします。

《会長あいさつ》

《議題》

伊豆田会長：それでは、議事に入らせていただきます。  
本日の進め方ですが、議題に沿いまして事務局から資料の内容を説明していただき、その後、答申案についてご協議いただきたいと思います。

では、議題（１）平成 28 年度国民健康保険料について、事務局から説明をお願いいたします。

《座馬グループ長より、資料に基づき説明》

伊豆田会長：ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

宮本委員： 基金は年々積み立てるものでしょうか。今後の緩和措置等に備えて積み立てていく必要があるのですか。

長谷川課長： 基金は急激な医療費の増大に対する危機管理的なものとして保有しておりますが、平成 25 年度から実施しております保険料の激変緩和措置の財源として活用する際には、事前に運営協議会でも了解を得たうえで取崩しを行っております。

平成 28 年度については、緩和措置が今年度で終了し、収支も均衡する見込みということから基金を活用する予定はございません。

伊豆田会長：今後の備えに関しては、大丈夫でしょうか。

長谷川課長： 基金を積み立てるには、市の一般会計から繰り入れるか、保険料を上げて、基金にまわすこととなりますが、28 年度の積み立ては予定しておりません。

内藤部長： 歳出入規模における基金の適正な割合がどの程度かということは、国民健康保険事業の財政基盤が脆弱になってきている中、非常に見極めが難しい問題です。

単年度収支としては、基金を使わなくてもいけるという状況を説明させていただきました。基金を増やすには、被保険者以外の方を含む税金を原資とする一般会計から繰り入れるか、被保険者からいただく保険料を上げるかどちらかの手法をとることとなりますが、算定方式の変更のような大きな法改正は今のところ予定されていません。

今後は、平成 30 年度の広域化の詳細が定まってくる中で必要に応じて、基金を積み立てるかどうか議論しなくてはならないと考えております。

伊豆田会長： 激変緩和措置等が必要な法改正があるとなれば、事前にわかりますか。

ある年に急に基金を取り崩さないといけないという事態はなく、あらかじめ備えることができるというイメージでよろしいですか。

長谷川課長：国民健康保険事業は特別会計を設けることになっておりまして、この会計の中から医療費を支払うこととなります。

この医療費の見込みも含めて、収支に影響が伴う法改正がある場合でも、事前に情報があれば、必要に応じて基金の取崩しを計画しますが、インフルエンザの大流行等で突発的な医療費の増が生じた場合は、そのときに基金を使わざるを得ないと思います。

平成 30 年度からの国保の広域化に際しまして、基金活用の方向性についても、県の方針等も情報収集しながら、検討してまいりたいと考えております。

伊豆田会長：そのほか保険料率、賦課限度額についてのご意見はありますか。

それでは、今回の議論を踏まえまして、市長からの諮問事項であります平成 28 年度国民健康保険料につきまして、本協議会としましては、平成 28 年度の国民健康保険料率は据え置き、賦課限度額については法改正に基づき引き上げということによろしいでしょうか。

《異議なし》

伊豆田会長：ありがとうございました。

それでは本協議会としまして、決定させていただきます。

次に、議題（2）収納対策、医療費適正化等の取組についてですが、はじめに収納対策について事務局から説明をお願いします。

《村松グループ長より、資料に基づき説明》

伊豆田会長：ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

執行停止を目標に掲げているのはどういった意味合いですか。

村松G長：時効になってしまう分を不納欠損として落とすのではなく、内容を確認した上で、少しでも時効による不納欠損を減らすために執行停止をかけています。

仲村泰則委員：滞納する事情は十分把握していますか。

村松G長：相手から連絡があれば対応しています。連絡がない場合は、財産調査をして、滞納者の状況を把握したうえで、差押を行うこともあります。

伊豆田会長： 収納率向上も非常に大切なことですが、加入者の生活にも一定の配慮が必要というご意見かと思えます。

村松G長： 納付できない事情をしっかりとお聞きして、適切な対応に心掛けております。

宮本委員： 少しずつでも納付していけば資格は続きますか。

長谷川課長： 一定期間納付がない場合は、有効期間が 6 か月間の短期被保険者証に切り替わります。それでもさらに納付がない場合には、被保険者証ではなく、医療機関の窓口で 10 割負担となる資格証明書を発行するといった対応もしております。

伊豆田会長： 保険料収入は国民健康保険事業を安定的に運営するための根幹ですので、今後も収納率向上対策に努めていただきたいと存じます。また、加入者の生活への配慮も併せてお願いいたします。  
次に、医療費適正化について事務局から説明をお願いします。

《竹村グループ長及び山崎グループ長より、資料に基づき説明》

伊豆田会長： ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

品川委員： 政府が示しているジェネリック医薬品使用率 80% というのは大変高い目標だと思います。というのも、変更の可能性のある方々への周知・説明は、既に一通り終わり、切り替えが済んでいる状況ですので、今現在変更していない人がジェネリックに変更していくようにしなくてはならないとなるとそのハードルは高いように感じます。  
今後も薬局窓口での説明は継続していきますが、市としての使用率向上の策はありますか。

長谷川課長： 今年度、被保険者証一斉更新の際に、希望カードと添付シールを配付しました。希望カードは 3 年前にも配付しましたが、3 年を経過して加入者の状況も変化していますので、再度配付しました。また、添付シールは今年度新たに配付を開始しました。  
また、ジェネリック医薬品差額通知の発送を年 2 回から 3 回に増やしました。引き続き、来年度以降もこういった策を進めていきたいと考えております。

宮本委員：平成 30 年度の広域化により、現在の市町ごとの取組みは継続されず、県内統一となるのでしょうか。

長谷川課長：広域化にあたって、例えば、保険者努力支援制度の導入が予定されており、ジェネリック医薬品の使用率や保険料収納率の向上に努力している市町には、より多くのお金が入ってくるようになります。  
今後、県が市町と協議して都道府県内の統一方針を定めていくこととなりますが、その過程の中で情報を収集しつつ、市としての意見を申し上げていきたいと思います。

久米補佐：参考に申し上げますと、資料にある浜松市の使用率 59.94% は、政令市の中では 1 位でも県内市町の中では 10 位になります。  
県内市町の 1 位は湖西市の 67.15% です。

鈴木委員：特定健診の受診状況について、毎年受けている人の率が高く、初めての人は少ないと思われます。重症化予防にしても、まず健診を受けてもらわないと状況がわからず対応ができないので、まずは受診率を上げて、重症化予防の網にかかる人を探し出すことが重要かと思います。  
受診率を上げない限り、重症化する人も増え、それに伴って医療費も増加します。いろいろな工夫、例えば自治会単位で比較するなどして、見える化を図り、早期に受診率を上げていただきたいと思います。

長谷川課長：特定健診の受診率向上も大変重要な課題であると認識しておりますので、他都市の取り組み状況も参考にしながら、受診率を高めていきたいと思っております。

影山委員：パートでも正社員と同様に健診を受けさせてくれる会社がありますが、国保加入者でも会社の健診を受けていて国保の受診券を使用しない人がいると思いますが、そういった方の分はどうなるのですか。

竹村 G 長：事業主健診を受けている場合は、その受診結果をいただくことで、特定健診を受診したとみなすことができるため、事業主健診の結果の提供について、協力をお願いしております。

仲村秀子委員：特定健診の受診率が 3 割というのは低いと感じますが、保険料の滞納者は受診できないのですか。

長谷川課長：受診券は、保険料の滞納の有無にかかわらず送付していますので、滞納がある方でも受診は可能です。

自分は健康だからという理由で受けない人もいますし、また、国保の場合、会社のように「受けなさい」というのではなく「受けられます」という形式をとっております。そういった中で、なかなか高い受診率を得られない現状にあります。

伊豆田会長：よろしければ、次に広報活動について、事務局から説明をお願いします。

《座馬グループ長より、資料に基づき説明》

伊豆田会長：ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

《質疑なし》

伊豆田会長：それでは議題（3）の答申内容について、協議させていただきます。

これまで委員の皆様にご審議いただきました内容等を踏まえまして、答申の素案をまとめましたので、配付させていただきます。

《事務局から答申案を配付》

伊豆田会長：それでは会長代行の仲村秀子委員に答申案をお読みいただきます。

《仲村秀子代行が一読》

伊豆田会長：ありがとうございました。概ねこれまでの審議どおりに反映されていると思われませんが、今お読みいただきました保険料率と賦課限度額につきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。

《意見なし》

伊豆田会長：それでは、このような形で答申したいと思います。

なお、答申素案以外に、その他として、今日ご説明いただきました収納率の向上対策、医療費適正化対策等についても、答申に盛り込んでいきたいと考えております。

収納率向上対策については、現在のアクションプランの検証を行って、平成 28 年度以降に新たな取り組みをしていただきたいという点、また、口座振替納付をさらに推進していただくということ。

医療費の適正化対策については、特定健診の受診率向上とジェネリック医薬品の普及促進等の取組について、本日いただいたご意見を参考にしながら、答申に盛り込んでいきたいと考えております。

答申案のその他の部分を加えたうえで、最終案をとりまとめて委員の皆様へ郵送させていただきます。ご意見のある方は 12 月 22 日までに事務局にご連絡ください。最終的なとりまとめにつきましては、会長である私と仲村代行にご一任いただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

《異議なし》

伊豆田会長：ありがとうございます。ご意見のない方はご了解いただいたものと受けとめさせていただきます。

市長への答申は 1 月 7 日（木）を予定していますが、運営協議会を代表しまして、会長の私と仲村代行とで行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

《異議なし》

伊豆田会長：ありがとうございます。

それでは、議題（4）その他について、事務局からお願いいたします。

久米補佐：お忙しい中、熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

会長と仲村代行におかれましては、市長への答申をよろしく申し上げます。最後に健康福祉部長からあいさつさせていただきます。

《内藤部長あいさつ》

伊豆田会長：ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の国民健康保険運営協議会の議題は全て終了いたしました。議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。これにて閉会といたします。

《閉会》

議事録署名人  
公益代表

被用者保険等保険者代表